

春日部商工会議所「チラシ広告添付配信サービス」に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）「チラシ広告添付配信サービス」運用要領に基づき、商工会議所報メールマガジン『CCI NETWORK』にチラシ広告を有料で添付するにあたり、必要な事項について定めるものとする。

(対象者)

第2条 原則、商工会議所の会員事業所とするが、商工会議所が必要と認めた場合はその限りとしなない。

(受付基準)

第3条 チラシ広告の範囲は「チラシ広告添付配信サービス」運用要領に沿ったものとする。

- 2 実施の公平と有効性を規する為、原則毎号1事業所1枚、最大5社までの受付とし、先着順とする。

(チラシ広告の規格等)

第4条 ファイル形式は、PDF、Word、Excel、jpeg、jpg、png のいずれかで、400KB 以内とする。

- 2 折込する内容物等について、商工会議所が与信を与えるものではなく、書類等は全て依頼者の責任において作成するものとする。

(料金)

第5条 料金は下記に定めるとおりとする。

チラシサイズ	数量	折込料金（税込）
B5・A4 サイズ	1ファイル	30,000円
B4・A3 サイズ	1ファイル	35,000円

※事業年度内に6回利用した場合は1回分（7回目）を無料とする。

(申込み)

第6条 依頼事業所は、配信希望月の前月10日までに、春日部商工会議所チラシ広告添付配信サービス申込書（様式第1号）にチラシ広告原案を添えて商工会議所に提出するものとする。

(決定)

第7条 商工会議所は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査すると共に諾否を決定し、申請事業所へ通知するものとする。

2 添付するファイルは、依頼者が用意し、発行月の前月25日まで（25日が休業日の場合はその前の営業日）に商工会議所に提出するものとする。

(料金の納入)

第8条 申込み受付が完了・決定した事業所は、料金を商工会議所が指定する方法により納入するものとする。

(料金の返還等)

第9条 納入された料金は返還しないものとする。ただし、本サービスの申込受付完了後に、商工会議所の都合等により『CCI NETWORK』の発行を停止した場合は、その停止期間に応じて添付時期を遅延するものとする。

(その他の事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、商工会議所「チラシ広告添付配信サービス」に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

春日部商工会議所「チラシ広告添付配信サービス」運用要領

1. 春日部商工会議所（以下「商工会議所」という。）「チラシ広告添付配信サービス」とは、商工会議所会員企業の発展に資することを目的とし、原則会員以外の利用は認めない。但し、商工会議所が必要と認めた場合はその限りではない。
2. 本サービスは、商工会議所報『CCI NETWORK』をメールマガジンにて配信するにあたり、会員企業の販売促進の為の書類等を添付するものであり、添付する内容物等について、商工会議所が与信を与えるものでないこと、およびサービス依頼者は、下記の事項を遵守するものとする。
もし、商工会議所において、本サービスの提供を拒否する場合は、適宜その旨をサービス依頼者宛に連絡する。
 - ① 公序良俗に反しないこと
 - ② 関係法規に違反しないこと
 - ③ 誤解を与える虞がないこと
 - ④ 他の会員、消費者に不当な不利益を与える恐れがないこと
 - ⑤ その他、商工会議所が本サービスの運用上、不適當、不相当と認めた場合
3. 前条に反する、あるいはその他の理由により不適當と認められる場合、本サービスは履行しない。
4. 商工会議所報メールマガジン『かすかべ CCI NETWORK』は、原則毎月1日配信とする。ただし、やむを得ない事情により発行が遅延する場合もあるので、申込期限等を有する内容のチラシについては原則受け付けない。
5. 配信先については、メールマガジン購読登録を行った会員企業及び会議所関連諸団体を対象とする約1500件。
6. 本サービスの実施に当たっては、申込み等重複した場合、実施の公平と有効性を規する為、原則毎号1事業所1枚、最大10社までとし、併せて2枚以上の添付を希望する場合は協議する。尚、受付は先着順とする。
7. 内容物等に関する責任は、一切すべてサービス依頼者に帰属するものとして、本サービスにより生じた取引上のトラブル等について商工会議所は、一切責任を負わない。

8. 本サービス依頼者に係る料金は、下記【料金表】にて取り扱う。また、本サービス申込後はこれを撤回することはできない。

【料金表】

チラシサイズ	枚数	折込料金（税込）
B5・A4 サイズ	1 ファイル	30,000円
B4・A3 サイズ	1 ファイル	35,000円

※事業年度内に6回利用した場合は1回分（7回目）を無料とする。

9. 料金は、本サービスへの申込み受付完了後、商工会議所が送付する請求書に従い、速やかに納入すること。
10. 『CCI NETWORK』に添付するファイル等は、依頼者が用意し、発行月の前月25日までに商工会議所に提出する。
11. この運用要領に同意の場合、折り込み希望月の前月10日までに商工会議所へ連絡し、別紙申込書に必要事項を記入し、チラシ広告原案を添えて提出する。
12. その他、上記条項に定めのない事項については、両者協議のうえ、信義に則り解決する。
13. この運用要領は、令和6年8月1日から施行する。